

## 北海道居住支援協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、北海道居住支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第51条に基づく住宅確保要配慮者居住支援協議会として設置し、北海道内における高齢者、障がい者その他住宅の確保に特に配慮を要する者（同法第1条に基づく「住宅確保要配慮者」をいう。以下同じ。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議等を行い、もって、北海道における豊かで住みやすい地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議等を行う。

- 一 住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅に関する情報の共有
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居や民間賃貸住宅の賃貸人及び管理事業者等の不安軽減等のための居住支援の方策の検討
- 三 各構成員が実施する施策や事業等の連携
- 四 その他住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に関して必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、別記のとおり道、市町村、北海道が指定する住宅確保要配慮者居住支援法人及び協議会の趣旨に賛同し、かつ、協議会の同意を得た関係団体により構成する。

(役員)

第5条 協議会には会長1名をおく。

- 2 会長は、北海道建設部住宅局建築指導課長とする。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

(会の運営)

第6条 協議会は会長が招集する。

- 2 協議会は、毎年1回、会議を開催するほか、会長が必要と認めた場合に、臨時に会議を開催する。
- 3 協議会は個別の事項を検討、協議するために部会をおくことができる。
- 4 部会の設置、構成団体等については、協議会において定める。
- 5 部会の運営については、各部会において定める。
- 6 会長が必要と認める団体等は、必要に応じて会議及び部会に参加することができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、北海道建設部住宅局建築指導課におく。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の設置に関し必要な事項は、協議会において別に定める。

(附則) (施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年 2月10日から施行する。

(附則) (施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年 2月23日から施行する。

(附則) (施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年 2月13日から施行する。

(附則) (施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年12月22日から施行する。

(附則) (施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年 8月31日から施行する。

(附則) (施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年 3月30日から施行する。

(附則) (施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年 7月26日から施行する。

(附則) (施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年 7月24日から施行する。

(附則) (施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年 1月25日から施行する。

(附則) (施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年 2月18日から施行する。

(附則) (施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年 8月10日から施行する。

(附則) (施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年 3月24日から施行する。

(附則) (施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年 8月 4日から施行する。

(附則) (施行期日)

- 1 この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

(別記)

地方公共団体	北海道	建設部住宅局建築指導課
		建設部住宅局住宅課
		保健福祉部福祉局地域福祉課
		保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課
		保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課
		保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課
		総合政策部国際局国際課
	環境生活部くらし安全局道民生活課	
	市町村※	別紙1のとおり
事業者団体		公益社団法人北海道宅地建物取引業協会
		公益社団法人全日本不動産協会北海道本部
		公益財団法人日本賃貸住宅管理協会北海道支部
		URコミュニティ北海道住まいセンター
居住支援団体		特定非営利活動法人シーズネット
		社会福祉法人北海道社会福祉協議会
住宅確保要配慮者 居住支援法人		別紙2のとおり
市町村居住支援協議会		札幌市居住支援協議会 旭川市住宅確保要配慮者居住支援協議会 本別町居住支援協議会 函館市居住支援協議会
消費者関係団体		一般社団法人北海道消費者協会
オブザーバー		北海道厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課 北海道開発局事業振興部都市住宅課 独立行政法人住宅金融支援機構北海道支店 北海道地方更生保護委員会 札幌矯正管区 <b>一般社団法人全国住宅産業協会</b>

※住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の供給を促進する施策を行う（施策を行う予定がある場合を含む）とともに本協議会へ参加を希望する市町村とする。

(別紙1)

振興局名	市町村名
空知	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町
石狩	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
後志	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
胆振	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町
日高	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
渡島	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
檜山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
上川	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町
留萌	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
宗谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町
オホーツク	網走市、紋別市、北見市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町
十勝	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
釧路	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
根室	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

(別紙2)

指定番号	法人の名称
1	ホームネット 株式会社
3	特定非営利活動法人 シニア賃貸住宅サポートセンター札幌
4	特定非営利活動法人 コミュニティワーク研究実践センター
5	株式会社 JDC
6	株式会社 ラポール
7	特定非営利活動法人 ほっとらんど
8	株式会社 ポロワッカ
10	有限会社 サハスネット
<del>11</del>	<del>株式会社 ギミッタ</del>
13	有限会社 チョイス
14	社会福祉法人 本別町社会福祉協議会
15	一般社団法人 家財整理相談窓口
16	エイジフレンドリー 株式会社
17	社会福祉法人 北海道友愛福祉会
18	社会福祉法人 えぼっく
19	株式会社 スタート
21	株式会社 AIMS
22	株式会社 ハウスピース
24	株式会社 絆メディカルグループ
25	特定非営利活動法人 ハイファイブ
27	株式会社 N・フィールド
28	株式会社 めぐみ企画
<del>29</del>	<del>国立不動産株式会社</del>
30	株式会社 ネクステップ
31	株式会社 ジェイ・エス・ビー・ネットワーク
32	JMP サンライズ 株式会社
<del>33</del>	<del>一般社団法人 居住支援協会</del>
34	株式会社 GUILD ZERO
35	特定非営利活動法人 ワークフェア
36	株式会社 ケームライン
37	ハウスプロジェクト 株式会社
38	株式会社 さんねんBぐみ
39	一般社団法人 蝦夷サポート協会